

はじめに

これからの少子・高齢化社会を健康で活力あるものにするためには、健康の維持・増進により病気の発症を予防する「一次予防」と、早期に発見し治療する「二次予防」を併せた、総合的な健康づくりが重要です。

そのためには、県民一人ひとりが自らの健康状況を適切に把握し、生活習慣の改善に取り組むとともに、県民をとりまく、地域、企業、行政が連携し、地域ぐるみ、職域ぐるみで個人の健康づくりの取組を支援する社会環境の整備が求められています。

本県では、平成13年3月に21世紀の県民の健康づくり計画「健康ながさき21」を策定し、「自分の健康は自分でつくる」という基本的な考えのもと、健康づくりの方向性と具体的な目標を設定し、市町や関係団体と連携しながら県民の健康づくり対策に取り組んできました。

この間、平成15年5月に施行された「健康増進法」や平成16年5月の「健康フロンティア戦略」等を踏まえた中間見直しを平成18年3月に、さらにメタボリックシンドロームの考え方に着目した特定健診・特定保健指導の導入を柱の一つとする医療制度改革を受けた見直しを平成20年3月にそれぞれ行いましたが、平成25年3月末をもって終期を迎えることから、後継計画となる長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第2次）」を策定いたしました。

本計画では、「健康寿命の延伸と健康を支え守るための社会づくり」、「健診による健康づくり」、「生活習慣病の重症化予防」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「生活習慣及び社会環境の改善」の五つを基本的な方向として健康づくり施策を展開していくことで、県民の自己管理能力の向上及び健康づくりを支える環境整備を通して、生活習慣を原因とする病気の発症を防止し、壮年期死亡の減少、県民の健康寿命の延伸並びに生活の質の向上を目指していきます。

本計画を、県民の皆様の豊かで明るい生活の実現に活用されますとともに、関係機関の皆様の健康づくり対策の推進に役立てていただきますようお願いいたします。

平成25年3月

長崎県知事 中村 法道